第3回ー資料2-2

公立大学法人青森県立保健大学　利益処分の流れについて

当期総利益

前年度の繰越損失を補てん

当期未処分利益

承認基準

経営努力により生じた額かどうか。
※評価委員会の意見を聴き、知事が承認

YES

目的積立金
次年度以降、中期計画で定める使途に充当可能
（地独法第40条第3項）

NO

積立金
損失補てん以外には充当不可
（地独法第40条第1項）

（中期目標期間終了後）

目的積立金の残額を積立金に振替

積立金

中期目標期間終了後、原則として県に返還。ただし、知事の承認があれば、次期中期目標期間に繰越可能。